

北方町公私連携保育法人の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項の公私連携幼保連携型認定こども園及び認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型認定こども園」という。）の設置及び運営を行う認定こども園法第34条第1項の公私連携法人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の公私連携保育法人（以下「公私連携保育法人」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

第2条 町長は、公私連携保育法人を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に公私連携保育法人を指定しなければならないときその他町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の公募を行う場合において、公私連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うために必要があると認めるときは、次条第1項の申請をするために必要な条件を付することができる。

3 第1項の公募は、公私連携保育法人が行う保育の基準及び業務の範囲、前項の条件その他必要な事項を明示した北方町公私連携保育法人募集要項（以下「募集要項」という。）を作成して行うものとする。

(申請及び審査等)

第3条 公私連携保育法人の指定を受けようとする法人は、北方町公私連携保育法人指定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、町長に対し募集要項に定める期日までに申請をするものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、公私連携型認定こども園の運営を最も適切に行うことができると認められる法人を公私連携保育法人候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

(1) 児童に対する適切な保育を行う能力を有すること。

(2) 公私連携型認定こども園を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。

(3) 公私連携幼保連携型認定こども園の設置においては、認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないこと及び岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）に定める基準を満たすこと。

(4) 公私連携保育所型認定こども園の設置においては、児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準を満たすこと及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に定める基準を満たすこと。

(5) 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例（平成26年北方町条例第13号）に定める基準を満たすこと。

(6) 前条第2項の条件を満たしていること。

3 前項の規定による選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとし、別に定める手続により審査をするものとする。

4 町長は、前項の審査の結果について、書面により第1項の申請をした法人に通知するものとする。

5 町長は、第1項の申請がなかったとき、又は第3項の審査において公私連携型認定こども園の運営を適切に行うことができると認められる法人がなかったときは、改めて募集要項を作成し、前条第1項の公募を行うものとする。

(協定の締結)

第4条 町長は、公私連携保育法人の指定に当たっては、あらかじめ候補者と認定こども園法第34条第2項の協定又は児童福祉法第56条の8第2項の協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定の有効期間は、10年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該候補者と協定を締結しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。

(2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

(3) 経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと町長が認めるとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと町長が認める事実が生じたとき。

(公私連携保育法人の指定)

第5条 町長は、協定の締結後、候補者を公私連携保育法人として指定するものとする。

2 町長は、前項の規定により公私連携保育法人の指定をするときは、その旨を告示し、北方町公私連携保育法人指定通知書（様式第2号）により、当該指定をする法人に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、前条第3項各号（同項第2号を除く。）のいずれかに該当するときは、協定を解除し、候補者を公私連携保育法人として指定しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

(候補者を指定しない場合の取扱い)

第6条 町長は、第4条第3項又は前条第3項の規定により候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、第3条第3項の審査において当該候補者に次ぐ評価を得た法人を新たに候補者として選定し、その旨を書面により当該法人に通知

するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た法人がないとき、又は候補者として適当であると認められる法人がないときは、町長は、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の公募を行うものとする。

(公私連携保育法人選定委員会の設置)

第7条 第3条第3項のプレゼンテーション審査その他公私連携保育法人に関する事務を処理するため、北方町公私連携保育法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公私連携保育法人の選定に関すること。
- (2) 公私連携保育法人の選定・評価等選考の手續に関すること。
- (3) 公私連携保育法人の選定後において、公私連携保育法人の指定をするまでの間における公私連携型認定こども園の開園にかかる運営等の協議に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成員)

第8条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北方町議会議員
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 地域の自治会を代表する者
- (5) 関係行政機関等の職員

(任期)

第9条 委員の任期は2年とする。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(組織)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を総括し、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員に委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に関係職員又は関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(秘密の保持)

第12条 委員は、会議の内容、又は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第13条 委員は、第3条第1項の申請をする法人に対し援助及び便宜を図ってはならない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、福祉子ども課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、公私連携保育法人の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

北方町公私連携保育法人指定申請書

年 月 日

（宛先）北方町長

申請者 所在地

名 称



代表者氏名

公私連携幼保連携型認定こども園（又は公私連携保育所型認定こども園）を運営する公私連携保育法人として指定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 4 条第 1 項（又は児童福祉法第 5 6 条の 8 第 1 項）の規定により、下記のとおり必要書類を添付し申請します。

記

○公私連携保育法人として運営する施設の種類の種類

現町立保育園	移行後の施設種類
町立北方 保育園	型認定こども園
町立北方 保育園	型認定こども園

- 1 職員計画書（別添 1）
- 2 職員体制調書（別添 2）
- 3 施設長予定者の経歴書（別添 3）
- 4 保育計画書（別添 4）
- 5 公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書（別添 5）
- 6 保育所等監査指摘事項調書（別添 6）
- 7 その他町長が必要と認める書類（※別紙）

(※別紙)

7 その他町長が必要と認める書類

●正本1部、副本としてモノクロ印刷で 部

※副本の部数は別途指示による

- ・法人に関する調書（法人の概要説明書、現況報告書、事業報告書など）
- ・就業規則・給与規定（退職手当含む）・給与表
- ・理事・監事の履歴書
- ・法人の決算関係財務諸表（直近の過去3年度分）
- ・所管庁の法人指導監査結果報告書及び認可保育所等を運営している法人にあつては、当該認可保育所等の指導監査結果報告書（直近の過去3年度分）※別添6に併せて提出
- ・法人の当年度予算書
- ・移管保育園の予算見込書（各園の開園年度）
- ・資金計画書（既設の法人にあつては運用財産にかかる資金計画が、新設の法人にあつては、基本財産、運用財産にかかる資金計画がそれぞれ明記されたもので様式は問わない。）
- ・園舎、園庭等の配置計画図
- ・現在運営する施設のパンフレットなど

●各1部（正本1部、副本1部）

- ・法人登記簿の写し
- ・定款の写し
- ・年間運営費の1/2分の1以上を確保するにあつて、その資金を証する書（残高証明など）
- ・法人市町村民税を完納した旨を明記した証明書又は法人市町村民税のないことを証明する書類（申告書の写しなど）

法人名〔

〕

職員計画書（2ページ目）

職 種	氏 名	年 齡	通算 経 験 年 数	資 格 の 有 無	雇 用 形 態	雇 用 区 分	新 規 採 用 者 (○)	給 与 月 額
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
看護師				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
栄養士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
嘱託医（内科）				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
嘱託医（歯科）				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
事務職員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		

人数によって欄を増減すること。〈雇用形態〉正：正職員、嘱：嘱託職員、臨：臨時職員（該当するものに○）

【保育士数】

常勤保育士数	人	短時間勤務の 保育士	実人員	常勤換算数
			人	人

※ 常勤保育士数には、看護師（准看護師を除く。）1人を含めることができる。

職員体制調書

法人名〔 〕 施設名〔 〕 年 月 日現在

職 種	氏 名	年 齢	現施設 在籍年数	通算 経験年数	資格の 有無	雇用形態	雇用区分	への 異動予定者(○)
所長（施設長）					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
主幹保育教諭 又は主任保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士又は 保育教諭					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
看護師					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
調理員					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
栄養士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
嘱託医（内科）					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
嘱託医（歯科）					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
事務職員					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	

（注） 現在運営している保育所等について施設ごとに作成すること。

雇用形態及び雇用区分は、該当するものに○を付すこと（正：正職員、嘱：嘱託職員、臨：臨時職員）。

人数により、適宜欄を増減すること。

別添3

年 月 日現在

施設長予定者の経歴書

フリガナ 氏 名		年 齢	歳
現住所		生年月日	年 月 日
現職		法人との関係	
職 歴 等			
期 間		勤務先等	
勤 務 内 容			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月	資格番号等	
	年 月		
	年 月		
	年 月		

保育計画書

年 月 日

申請法人名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
現在運営している保育所	所在地	運営期間	
		自	年 月
		至	年 月
		自	年 月
		至	年 月
		自	年 月
		至	年 月
事業計画（別紙可）			
1 法人 の 理 念 等	(1) 法人の経営方針		
	(2) 指定の申請をした理由		
	(3) 保育目標・方針		
	(4) 保育の特色・特徴		
2 施 設 運 営	(1) 運営方針		
	(2) 0歳児から5歳児の予定定員		

	(3) 開園曜日・開園時間・休園日
	(4) 職員の配置及び業務分担（組織図を添付 資格の有無、内容を記載） 別紙 職員配置計画書のとおり
	(5) 職員の勤務体制（勤務時間・勤務体制）
	(6) 職員の研修計画
	(7) 防犯、防災の対応
	(8) 緊急時の対応
	(9) 衛生面・安全面での保育環境の取組状況
	(10) その他（危機管理等）
3 運 営	(1) 年間の事業実施計画
	(2) 入所児童の健康管理
	(3) 支援を要する子どもへの取組
	(4) 給食・食育についての取組

	(5) 一時預かり事業の取組（時間等）
	(6) 地域の子育て支援の取組（地域の子育て支援拠点事業など）
	(7) 一時預かり事業を除くその他保育事業の取組
	(8) サービス向上のための方策（要望の把握と実現策、苦情の対応と防止方法）
	(9) 個人情報の保護のための措置
	(10) 地域との連携（地域の未就園児及び保護者に対する施設開放、避難所の継続など）
	(11) 保育料以外の費用徴収
	(12) 公私連携型認定こども園として配慮する点
	(13) 町内の公私連携型認定こども園や町立認定こども園等との連携など
	(14) その他（第三者評価についての考え方や特色ある取り組みや提案など）
4 そ の 他	（特記すべき事項があれば記載する。）

※ 各項目欄が不足する場合は、適宜広げて作成すること。

年 月 日

(宛先) 北方町長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書

公私連携保育法人の指定申請を行うに当たり、提出した書類の内容については事実と相違ないことを誓います。

また、関係法令に定める基準に適合し、かつ、申請資格を欠く事項のいずれにも該当していません。

様式第2号（第5条関係）

北方町公私連携保育法人指定通知書

第 号
年 月 日

様

北方町長



このことについて、下記のとおり就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項（又は児童福祉法第56条の8第1項）に規定する公私連携保育法人として指定をするので、通知します。

記

- 1 公私連携保育法人の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 公私連携保育法人が運営する保育所の名称及び所在地
名 称
所在地
- 3 公私連携保育法人の指定をする日
年 月 日